

下呂市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年5月7日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和6年度 定期監査結果（2月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）根尾の滝吊橋改修負担金について
担当課：観光課、小坂振興事務所
平成5年度に旧小坂町が設置した根尾の滝遊歩道に架かる吊橋が、平成30年7月豪雨災害で流出したが、復旧には多大の費用を要することから手付かずの状態であった。令和5年10月31日付けで小坂滝めぐり・まちづくり協議会（下呂市も組織の一員となっている。）より協議会が管理しやすい工法で自ら復旧し、復旧後は下呂市に帰属したいので、復旧に係る費用について下呂市で負担いただきたい旨の提案があった。 担当部署（小坂振興事務所）において、提案のあった施工方法、見積額を参考に公共工事の積算根拠に基づき設計を行ない検討した結果、下呂市で施工した場合より安価となることから令和6年度当初予算に負担金として予算要求を行ない要求通り予算が議決された。 令和6年6月10日付けで小坂滝めぐり・まちづくり協議会より工事施工承認申請書が下呂市に提出があり、令和6年10月4日に7,403,000円の負担金が支出され、令和6年11月10日に工事が完了して、令和6年11月18日付けで工事完了届と帰属承諾書が提出されている。 今回の定期監査において関係書類を確認したところ、令和6年6月10日付けで小坂滝めぐり・まちづくり協議会より提出された工事施工承認申請書の条件書の2.に「工事が完了したときは下呂市長の検査を受けなければならない。」となっている。完了検査について担当部署に確認したところ目視で現地確認を行なったとのことであった。 本吊橋は下呂市に帰属され、下呂市の財産となり利用者の安全確保など管理責任が生じることから、下呂市建設工事検査要領等を参考として完了検査を行ない検査結果について決裁処理しておくことが必要であったものと思われる。
措 置 状 況
（措置済、改善中、未措置） 完了検査については、下呂市建設工事検査要領等を参考に完了検査を行い、決裁処理を行いました。 なお、財産管理については、下呂市では吊橋を財産台帳に登載した事例がないことから、担当課と協議すると共に財産台帳に登載するよう進めております。

指摘事項（2）下呂温泉合掌村演芸館しらさぎ座舞台改修監修業務委託について
担当：観光施設
下呂温泉合掌村演芸館しらさぎ座舞台改修監修業務委託契約書の業務委託仕様書を確認したところ、8.成果物として、1）建築改修デザイン説明書、2）建築改修設計デザイン案、3）建築改修設計デザイン仕様書及び概算費用、4）照明設備改修計画書、仕様書及び概算費用を提出することとなっている。 成果物について確認したところ、3）建築改修設計デザイン仕様書及び概算費用、4）照明設備仕様書及び概算費用について成果物が確認出来なかった。担当課から聴収したところ、完

了検査時に成果物の確認不足により失念したとのことであった。

業務委託仕様書で示した成果物を受領することが必要であることから、適正な事務処理をされたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

失念していた成果物については受領し、内容確認を済ませました。今後は業務委託を出す際に仕様書等をよく確認し、適正な事務処理に努めます。

指摘事項（３）下呂市空き店舗等活用事業補助金について

担当課：商工課

下呂市空き店舗等活用事業補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 11 日告示）に基づき、空き店舗等を活用する事業者に対し、内装費等（補助対象経費の 2 分の 1 以内、10 万円が上限）、賃借料（補助対象経費の 2 分の 1 以内、36 万円が上限）を補助するものである。

補助金交付要綱では、「補助対象者は、改修に要する経費の支払いが完了したときは、完了した日から起算して 30 日を経過する日までに実績報告書（様式 7 号）を市長に提出しなければならない。」とされている。

今回の定期監査において、実績報告書の提出が 30 日を経過する日までに提出されていない事案が確認された。補助金交付要綱に従い適切な事務処理をされたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

本件を踏まえて、業務フローを明確にするとともに、再発防止に向けた職員への指導を行いました。今後は、申請事業者への指導を徹底し、補助金交付要綱に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

指摘事項（４）薬品材料の在庫管理について

担当課：小坂診療所管理課

小坂診療所における薬品材料の在庫管理について、担当課から聴取したところ、「年度始めに単価契約を締結し、在庫に不足が生じた際に発注する体制となっている。単価契約は①一般的な医薬品、②検査試薬、レントゲン材料、③診療材料（包帯、おむつ等）の 3 つの契約を締結しており、①一般的な医薬品については、外来担当看護師が在庫管理を行い、使用期限が記載された在庫管理簿を作成し、事務職員が確認している。③診療材料については、使用期限があるものはほとんどなく、在庫が少なくなった時点で事務職員に連絡があり発注している」とのことであった。また、不適切処理事案となった使用期限切れにより大量に破棄せざるを得なかった②検査試薬については、「臨床検査師が在庫管理を行い業者に直接発注していたが、在庫管理簿は作成されておらず、適正な在庫管理がなされていなかった。また、今年度は健康診断が実施されなかったこともあり、検査試薬は返品がで

きないことから大量の在庫を破棄せざるを得なかった」とのことであった。

小坂診療所は、再発防止策として、検査試薬についても臨床検査師が在庫管理簿で管理を行い、事務職員に毎月報告をするとともに検査試薬は発注から納品まで時間を要することから誤って二重発注することがないよう事務職員にて発注履歴を管理することとした。

今回の不適切処理事案は、検査試薬の在庫管理と発注を臨床検査師が単独で実施しており、チェック体制が取られていなかったことも要因である。事務職員と臨床検査師等が、日頃から意思疎通を図り適正な在庫管理を徹底していただきたい。また、診療材料については、使用期限があるものはほとんどないとしても在庫管理簿は必要であり、作成し在庫を適正に管理されたい。

なお、下呂市立金山病院についても、薬品の在庫管理状況について担当課から聴取したところ、「医薬品在庫管理システムにより使用期限等を適切に管理しており検査試薬は、検査を外注するなど在庫は極力持たない体制となっている」とのことである。

措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

現在、検査試薬については発注時の確認と、在庫管理として月末の在庫数、月の使用数、購入数を記載した在庫管理簿を提出してもらい発注・在庫管理を行っています。事務方と臨床検査技師で相互に確認しながら適正な管理を心がけております。

ご指摘いただきました、診療材料につきましても在庫管理を行うよう準備を進めておりますが、契約行為等の年度初めの固有事務に職員が忙殺されている状況が続いています。診療材料については、活用する職種が介護職員や看護職員など多くの職員が関わることから、関係職員で十分検討を行った上で在庫管理を行うよう検討したいと考えております。今年度の納入業者がようやく決定しましたので、今後、在庫管理方法の検討に着手し、令和7年6月末時点の在庫から管理するよう準備を進めます。

指摘事項（５）預かり会計について

担当課：観光課

下呂市の預かり会計については、現在、53の団体等に係るものが把握されている。今回の定期監査において、28の団体の預かり会計について、「管理の根拠等」、「複数職員による管理」、「収入及び支出の決裁」、「出納簿の作成」、「通帳及び届出印の保管」、「現金等の保管」、「監査」、「通帳と諸帳簿等の計数の正確性」等の状況を確認した。

下呂温泉花火ミュージカル冬公演実行委員会においては、１．出納簿に協賛金が記帳されていなかったことから預金通帳と残高が整合しなかった。協賛金についても収入時点で整理されたい。２．支出の証拠書類について、出納簿と確認しやすいよう日付順に整理されたい。３．所属長の定期的な検査時には、必ず出納簿と通帳の残高及び証拠書類の確認をされたい。

措 置 状 況

(**措置済**、改善中、未措置)

2月実施監査以降、出納簿に協賛金を記帳し通帳残高の整合を図りました。支出伝票に

についても日付順に整理したことで出納簿との整合を図りました。

課長が実施する定期的な検査について、確認した日の出納簿と通帳残高が一致するように改善を図りました。

新年度については、年度途中で改善が難しかった出納簿の伝票番号の見直しなど、より分かりやすい経理に取り組むこととしております。

監査意見（１）法人市民税申告書等の用紙発送について

担当課：税務課

エルタックスは、事業所等が地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。下呂市におけるエルタックスの利用状況は、法人市民税が 1,415 件のうち 1,237 件 (87.4%)、給与支払報告書では、特別徴収事務所は 1,353 件のうち、823 件 (60.8%)、普通徴収事業所は 660 件のうち 306 件 (46.3%)、償却資産申告書では 2,173 件のうち 1,038 件 (47.7%) などとなっている。

現在、下呂市では申告期限等の到来前にこれらの申告用紙などを税務課で印刷等を行い、全事業所等へ発送しているが、前年にエルタックスを利用した事業所等には、「継続的なエルタックスの利用案内」、「税率等の変更時の案内」、「納付書」などを送付するにとどめ、事務負担や経費の節減ができないか検討していただきたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

エルタックスを利用した事業所等に対して、申告書用紙は同封せず、案内および納付書など必要書類のみ送付し、郵便料金代の節減が実施できるよう今年４月から取り組み始めました。

監査意見（２）預かり会計における金融機関残高証明書の添付について

担当課：関係各課

預かり会計は、準公金として適正かつ厳格に管理処理しなければならない。証憑、帳簿、預金通帳等の処理管理に加え、年度末現在の金融機関の残高証明書を添付し、内部監査、団体等の監事監査時に提供するとともに総会資料にも添付できないか検討していただきたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

ご意見いただきましたように、預かり会計に属する現金は準公金として適正かつ厳格に管理処理しなければなりません。また、団体等の幹事監査等で金融機関が発行する残高証明書を通帳原本等と合わせて提出することで、当該監査の信頼性が高まるものと思われます。

しかしながら、この残高証明書については当該団体監査等において、必要性が高いものであったとしても、各団体の活動に資する直接経費として必要不可欠なものとは言い難いものと受け止めています。

この残高証明書発行手数料にかかる経費負担について、市から交付を受けた負担金や補助金

で賄う必要がない団体等は、自己財源で対応することができますが、活動資金の全部または大部分を市からの負担金や補助金が占める団体の場合、当該経費を捻出することが困難な状況となることも想定されます。

地方自治法第 232 条の 5 に普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないと規定されていますが、この「債権者のためでなければ」とは、債権者以外の者に対して支出することができないという意味ではなく、「その支出の効果が最終的に債権者に及ぶように」という立法趣旨であると解釈しています。

全ての団体に残高証明書の添付を義務付けることは、債権者のためでなければ支出することができないという支出の原則（地方自治法第 232 条の 5）に照らしますと、疑義が残るところです。

したがって、法令遵守の観点から、残高証明書の添付を一律に求めるのではなく、市の負担金や補助金で賄わなくても、当該経費が捻出することができる団体については、残高証明書を添付することが適当であると考えます。この内容については、総務課より各課へ通知することとします。

以上